

太田市自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による市が管理する行政財産（以下「行政財産」という。）における飲料水等の自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置に係る許可及び太田市行政財産使用料条例（平成17年太田市条例第78号。以下「条例」という。）第3条第2項に規定する当該許可に係る使用料に関し、太田市財務規則（平成17年太田市規則第73号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 行政財産において設置を許可する自動販売機は、次に掲げる自動販売機とする。

- (1) 飲料水、たばこ等の自動販売機
- (2) その他行政財産を使用する市民の日常の利便に供すると認められる自動販売機

2 行政財産において自動販売機を設置することができる場所は、その設置に係る安全性が確保され、並びに当該行政財産の使用に支障がなく、及び美観を損ねない場所とする。

(申請)

第3条 自動販売機の設置の許可を受けようとする場合の規則第173条第1項の規定による申請は、自動販売機設置許可申請書（様式第1号）により行う。

(許可)

第4条 規則第173条第2項の規定による許可は、自動販売機設置許可通知書（様式第2号）を交付することにより行う。

(許可期間)

第5条 自動販売機の設置の許可に係る期間の末日は、規則第172条第1項に規定する期間において直近の年度の末日とする。ただし、規則第173条第1項の市長又は教育委員会（以下「公有財産管理者」という。）が認めたときは、この限りでない。

(許可期間の更新)

第6条 自動販売機の設置の許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、規則第172条第2項の規定により許可を受けた期間を更新しようとする場合は、当該許可を受けた期間の満了する日の1月前までに、第3条の例により申請を行うものとする。

(使用料)

第7条 設置者から徴収する自動販売機1台当たりの月額の使用料（以下「使用料」という。）は、別表第1のとおりとする。

（電気の経費等）

第8条 条例第4条第2項の月額電気の経費（以下「電気の経費」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 行政財産の電源の改修等が必要になる場合の経費その他自動販売機の設置に要する経費は、設置者の負担とする。

（使用料の納付方法）

第9条 設置者は、使用料及び電気の経費を市長が指定する日までに市に納付するものとする。

（指定管理者が管理する公の施設に設置された自動販売機の使用料）

第10条 前条の規定にかかわらず、行政財産のうち指定管理者が管理する公の施設に自動販売機が設置された場合においては、当該指定管理者は、設置者から使用料及び電気の経費を徴収し、速やかにこれを市に納入するものとする。

2 市長は、前項の規定により納入された使用料のうち、電気の経費に相当する額を指定管理者に支払うものとする。

（福祉団体等が設置する自動販売機の使用料の減額）

第11条 市長は、福祉団体等（母子、障がい者等で構成される団体、社会福祉法人太田市社会福祉協議会、特定非営利活動法人等をいう。）が設置の許可を受けた自動販売機の使用料のうち、売上額に係る設置使用料に相当する額を減額することができる。

（月次報告）

第12条 設置者は、次に掲げる事項を記載した月次報告書を、翌月の15日までに公有財産管理者に提出するものとする。

- (1) 売上の数量及び金額並びに売上額に係る設置使用料
- (2) 消費電力量
- (3) その他公有財産管理者が特に必要と認める事項

2 公有財産管理者は、設置者が提出した月次報告書に疑義があるときは、調査し、設置者に対し詳細な報告を求めることができる。

（その他）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までの行政財産に設置された自動販売機の使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

自動販売機1台当たりの月額の使用料
次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額
(1) 使用料 次のア又はイに掲げる場合に応じ、当該ア又はイに定める額
ア 前年度の売上額が500,000円未満の場合(前年度の売上実績がない場合を含む。) 1,000円
イ 前年度の売上額が500,000円以上の場合 2,000円
(2) 売上額に係る設置使用料 1月当たりの自動販売機の売上額に、たばこの自動販売機にあつては100分の3を、その他の自動販売機にあつては10分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

別表第2（第8条関係）

区分	月額の電気の経費
使用電力計測用の子メーターが設置されている場合	次の式により算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） $\text{施設全体の電気使用料（基本料を含む。）} \times \frac{\text{当該月の子メーターの電力使用量}}{\text{施設全体の電力使用量}}$
使用電力計測用の子メーターが設置されていない場合	自動販売機1台当たり、たばこの自動販売機は施設全体の電力使用量の0.0001に相当する額、カップ式飲料用自動販売機にあつては12,000円、その他の自動販売機にあつては10,000円